

医療保険における訪問看護料金表

令和8年6月1日改定

保 険 適 応	* 基本療養費＋管理療養費＋物価対応料1		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
	月の 1 日目：5550＋7710＋60＝13,320		1,332	2,664	3,996	
	2 日目以降：5550＋3010＋20＝8,580		858	1,716	2,574	
	* 加 算					
	・ 訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）		183	366	549	
	・ 訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）		5	10	15	
	・ 24時間対応体制加算（月1回）		680	1,360	2,040	
	・ 特別管理加算Ⅰ：重症度高いもの（月1回）		500	1,000	1,500	
	・ 特別管理加算Ⅱ（月1回）		250	500	750	
	・ 訪問看護情報提供療養費（月1回）		150	300	450	
	・ 退院時共同指導加算		800	1,600	2,400	
	・ 特別管理指導加算		200	400	600	
	・ 退院支援指導加算（退院日）		600	1,200	1,800	
	・ 退院支援指導加算・長時間（退院日）		840	1,680	2,520	
	・ 1 週間のうち、4 日目からの訪問		100	200	300	
	・ 夜間早朝訪問看護加算		18:00-22:00	210	420	630
			06:00-08:30	210	420	630
	・ 深夜訪問看護加算		22:00-06:00	420	840	1,260
	・ 長時間訪問看護加算（週1日）		90分以上	520	1,040	1,560
	・ 難病等複数回訪問加算		2回	450	900	1,350
			3回以上	800	1,600	2,400
	・ 複数名訪問看護加算（週1日）		看護師等	450	900	1,350
	・ 緊急訪問看護加算（主治医の指示に基づく）			265	530	795
	・ 訪問看護医療情報連携加算（月1回）			100	200	300
	・ 在宅患者連携指導加算（月1回）			300	600	900
	・ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算			200	400	600
	・ 看護・介護職員連携強化加算			250	500	750
	・ 乳幼児加算（6歳未満）厚労大臣が定める疾病			180	360	540
	・ 乳幼児加算（6歳未満）上記以外			140	280	420
	・ 訪問看護ターミナルケア療養費			2,500	5,000	7,500
・ 訪問看護基本療養費（Ⅲ）外泊中の訪問			850	1,700	2,550	
実 費	・ 時間外・休日超過料金		30分1,800円 以後30分毎に1,800円追加			
	・ 保険請求できない訪問		30分1,800円 以後30分毎に1,800円追加			
	①1日4回目以降の訪問 ②ショートステイ入退所日の訪問					
	・ 衛生材料		本人負担			
	・ 交通費（訪問 1 回につき）		①片道5km未満 200円			
			②片道5km以上10km未満 300円			
			③片道10km以上15km未満 400円			
			④片道15km以上30km未満 600円			
			⑤事業所から自宅まで30km以上の場合			
		片道1km増すごとに50円追加				

概 算	週1回（月4回訪問）+ベースアップ+DX	4,094	8,188	12,282
	週2回（月8回訪問）+ベースアップ+DX	7,526	15,052	22,578
	週3回（月12回訪問）+ベースアップ+DX	10,958	21,916	32,874
	※上記金額+交通費（実費）、及び別途加算が生じる場合がございます。			

<自費サービス>

当ステーションの利用者様に限り、保険請求できない内容のサービスを行っております。

例）受診支援、レジャーや買い物等の同行など

30分 1800円（以後30分毎に1800円追加）

*交通費として、ステーションから利用者様宅、あるいは病院やレジャーなど

待ち合わせ先の交通費として下記の料金をいただきます

片道5km未満	200円
片道5km以上10km未満	300円
片道10km以上15km未満	400円
片道15km以上30km未満	600円
片道30km以上の場合、片道1km毎に50円追加	

<キャンセル料>

サービス中止の連絡がなく、訪問時に不在の場合にはキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。サービスの利用を中止する場合には、お早めに御連絡ください。

一訪問あたり 1,500円

<その他>

○主治医から急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合にはその指示の日から14日に限って介護保険による訪問看護費は算定せず、医療保険による提供となります。

○訪問看護実施には、主治医から訪問看護指示書の発行が必要であり、事業所より主治医に依頼します。

訪問看護指示書料：1割負担の方で300円、2割負担の方で600円、3割負担の方で900円が病院より請求されます。